

令和6年度 第2回 四街道市文化財審議会会議録

日 時 令和7年 2月27日(木) 午前10時～午前11時30分

場 所 青少年育成センター2階

出席委員 中野照男 委員 鈴木満壽男 委員 西山太郎 委員
渡邊修一 委員 芝崎浩平 委員 加倉井砂男 委員 小林裕美 委員

欠席委員 1人

事務局 仲田鋼太 課長 大村冬樹 主任主事

傍聴人 1人

—— 会議次第 ——

1 開 会

2 議 題

① 令和6年度事業報告について

3 閉 会

1. 開会

仲田 課長 : 本日の出席委員は現在7名です。四街道市文化財の保護に関する条例第27条第2項の規定に基づく定足数に達していますので、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。それでは、議題に入ります。議題の進行は、四街道市文化財の保護に関する条例第26条第3項の規定により、「会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。」とありますので、議長を中野会長にお願いいたします。

中野 会長 : それでは、これ以降議題の進行を務めさせていただきます。審議に先立ちまして、本会議の公開・非公開の決定についてお諮りします。事務局からの説明をお願いします。

大村 主任主事 : 市では、審議会等の透明性や公平性を確保するため、会議の公開制度を設けております。「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」では、審議会等は原則公開としており、四街道市情報公開条例第8条における非公開情報を審議する際には、非公開と決定することも可能でありますことを申し添えます。

中野 会長 : 四街道市文化財審議会の開催ですが、本日は非公開情報にする議題がないため、公開として委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : 次に、本会議の会議録の取扱いについてお諮りします。1点目ですが、会議録に発言者氏名を記載する可否についてお諮りします。事務局からの説明をお願いします。

大村 主任主事 : 会議録の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、発言者の氏名を明記することと示されております。

中野 会長 : 会議録の公開及び発言者の氏名の明記についても、委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : それでは、次に進めさせていただきます。本日、傍聴人はいますか。

大村 主任主事 : 本日、傍聴人は1人いらっしゃいます。席にご案内いたします。

中野 会長 : それでは、次に進めさせていただきます。

2. 議題①

中野 会長 : 会議次第2議題①「令和6年度事業報告」について、事務局からの説明をお願いします。報告は3つの事業に分かれていますので、それぞれ説明をお願いします。

す。まずは文化財保護管理事業からお願いします。

大村 主任主事：それでは、1 ページ「文化財保護管理事業」について、事務局より説明させていただきます。

《事務局より説明》

中野 会長：只今の事務局の事業報告について、委員の皆様、ご意見・ご質問等ございますか。

芝崎 委員：文化財散歩32名の参加があったとのことですが、市内・市外の内訳を教えてください。

大村 主任主事：市外からの方は佐倉市1名、千葉市1名の2名でした。他は市民の方です。

芝崎 委員：やはりほぼ市内の方ですね。

中野 会長：市外の方はどのようなつてで情報を得てくるのでしょうか。

仲田 課長：市政だよりの記事はホームページにも掲載されていますので、そういったところから情報を得ている可能性はあります。

芝崎 委員：アンケートをとっておくと参考になるかもしれません。

大村 主任主事：ボランティアガイドの会でアンケートを集計して、先日の全体会議で報告されました。概ね好評な意見でした。

渡邊 委員：質問ではないのですが、先ほど八木原貝塚についての話がありましたが、私は以前、物井の御山遺跡と池花南遺跡の縄文時代の小壺の中身の顔料を国立歴史民俗博物館の長嶋先生にお願いして分析した結果、良質な針状ベンガラであるとわかりました。そういったものと比較しても、八木原貝塚はそれより少し古いですが、その資料で同じようなことがわかると非常に面白いと思います。

小林委員：はだか祭りに伺いましたが、今年は赤ちゃんを抱いた人がいなくて、田んぼの中で泥付けができなくて、ずいぶん参加者が減ったという印象がありましたが、それについて市として今後対策などがありますか。

大村 主任主事：はだか祭りについては産業振興課が総代の方と連絡を取って実施しております。ただ、文化・スポーツ課にもこういったお祭りは続けていく必要があります。参加したいという問い合わせは受けております。昨年は大阪の方から参加したいという問い合わせを受けました。あとは、市民にどのように周知していくかが課題となっております。

仲田 課長 : 私は以前、産業振興課におりましたので説明させていただきます。はだか祭りについては基本的に市が直接かわることはなく、区、地元の自治会で主体的にやっています。参加者募集は産業振興課で、とりまとめは区で行っています。以前、自治会で祭りの運営をやっていくのは厳しいので市の方でやってもらえないかという話がありましたが、やはり、地元の民俗芸能なので、市で直接運営というのは難しいという話になり、現在に至っているという状況です。実際のところ市外に出られてしまう方が多く、高齢者が多くなってくる、それに伴って地元の方の参加も減ってくるという中で、市外からも参加者を募ろうという流れになって、今に至っています。今後の課題としては地元の運営が厳しいという点をどうやって解決していくかという点と、それに加え、見学者はそこまで減ってないと思いますが、祭りの会場周辺の方から、ごみが捨ててあるなどの意見がありますので、問題が起きないように運営を市としてはサポートしていきたいと考えています。

小林 委員 : 気が付いたのは2点ありまして、見学者数は変わっていないと思いますが皆高齢者のカメラマンでした。地元の和良比小学校が午後休みにしているのに、小学生がほとんどいませんでした。学校が配慮しているのに子供が参加しないというのは、やはり時代の移り変わりで、皆さんの関心が低下しているのだと思いました。

それと裸衆は県外からも募集があるということで、見かけは人数が減っていないということですが、子供を抱いた方が裸衆の先頭に立って参加して、田んぼに先に入って、最後に、最前列に立ってお祓いを受け、田んぼに入って子供の無事な成長を祈って額に泥をつけるというのがメインのはずですが、そこが欠落してしまっているということがあるので、市のイベントとしてはそれでもいいのかもかもしれませんが、文化財担当としては深刻にとらえ、地元の人と話をしなければいけないかと思いました。

中野 会長 : 補足説明をさせていただきます。和良比はだか祭りは、極端な時は自衛隊に協力を求めたこともありましたが、10年位前までは赤ちゃんに泥をつけるという行事をやっていました。募集をかけるとき、騎馬戦をイメージして参加してくる人が多いです。一連の神事について、参加する人に、騎馬戦と分けて募集することがいいのか、市としても考えるべきだと思います。また、地元の人が自分たちだけではやっていけないというのもおかしいです。市の方から色々とお手伝いしますよと手を差し伸べても、拒絶するのは向こう側です。産業振興課の方でお祭りを盛り上げてくれるというのは歓迎ですが、文化財はお祭りに役に立たないということで、声をかけてものってきません。氏子の人で発言の強い人たちがいて、氏子の人たちは文化財と一緒にしてほしくないと思っています。産業振興課と文化財が協力して、地元で、どういったことを重視して盛り上げていったらいいかを調整するべきだと思います。今のように、手を出すにも出せないといった状況では、お祭りは廃れていきます。騎馬戦の写真だけがあっても意味がなく、定点撮影でもいいから、神事をすべて撮影して、復元できる、再現できるようにやっていけばいいと思います。地元は補助金は欲しいというが、地元の人と密に連絡をとっていくべきです。市がどこまで協力できるかははっきり伝え、せつかくの民俗芸能なので、大事にしていくべきです。

もう一点、ボランティアガイドの会というのは、ボランティア育成事業から始まったものですか。市が育成して協力していただいているボランティアですか。市の方でブラッシュアップしてやっていますか。

大村 主任主事：当初ボランティアガイドの会がどのように設立されてというのは存じ上げませんが、どちらかというとボランティアガイドの方は自分たちで資料を作り、事業があるとそれを提供していただいています。むしろ、神社などボランティアガイドの会の方が詳しいところは解説をお任せし、遺跡の発掘などは私たちという形で分担してやっているという形になります。

中野 会長：四街道市は一時期、ボランティアを募集したりしていた時がありましたが、そうではなく、現在、文化財散歩など文化財の活用に協力していただいているボランティアですね。市の活動にボランティアが協力しているのであれば、豊かに育て上げるような工夫をしていくべきだと思います。

大村 主任主事：承知いたしました。

中野 会長：次に、歴史民俗資料施設整備事業について事務局から説明をお願いします。

《事務局より説明》

西山 委員：出前授業とカイク教室はどなたが教えていますか。

大村 主任主事：元小学校の教員の方をはじめ、会計年度任用職員の方と分業で教えています。カイク教室は元小学校の校長先生を中心に解説し、民具出前授業は、元先生方は着物、はかりの使い方の解説、私はけん玉や真空管ラジオなど、昔日常生活で使われていた物の解説をやっています。

芝崎 委員：3年生向けにはこのような民具の事業をやっていることがわかりますが、歴史の授業が始まる6年生向けには何かやっていますか。

大村 主任主事：以前は、八木原貝塚が近い小学校の生徒を連れて現地を見学することを行っていましたが、おそらくコロナの際に中止されて、それ以降は行われていません。

仲田 課長：最終的には学校の判断になりますが、こちらから学校への依頼文で工夫はできると思うので、前向きに検討してまいります。

芝崎 委員：無理のない範囲でお願いします。やはり、子供たちにいかにそういったことに目を向けさせるかが重要です。

中野 会長：歴史民俗資料施設を文化センターにという話がありましたが、前回の会議で基本計画の話がありましたが、それと現在動いている文化センターの構想はつながりはありますか。

大村 主任主事：あります。ただ、前回の話から何回も会議を重ねてきてまして、展示スペースや体験教室の部屋について配置など、話は続いてきています。

中野 会長：文化センターの構造自体の問題にはなったりしていますか。

仲田 課長：まず、本来であれば、ふるさと寄附の目的としては、単独の施設に資料館を新設するために始まったものです。市長が選挙で交代した中で、単独の設置は市の規模からして難しいという事が出てきました。市長の考え方としては、文化センターを文化の拠点として、人々が集う賑わいの場としてつなげていきたいということで、社会教育施設として、市民ギャラリーと歴史民俗資料施設を文化センターに入れてほしいということで、話を進めましょうという事になりました。今年度、文化センターの大規模改修工事に係る市民会議を4回開催しました。その流れの中で、当初、文化センターの2階に市民ギャラリーと歴史民俗資料施設を会議室をつぶして設置する予定だったのですが、市民会議の意見としては、歴史民俗資料施設については2階の中庭側の一角にしてはどうかという意見書が市民会議では出てくる形になるかと思います。

中野 会長：1階の食堂スペースとは違うんですね。

仲田 課長：市民会議では、食堂の場所はフリースペースという位置づけです。隣の厨房が市民ギャラリーが設置予定ということで市民会議には出ています。もともと、人の出入りがありそうな施設は1階という話がありましたが、賑わいの場所を創出するというのが根本的な問題としてありましたので、フリースペースを2階にもっていくというのは考えられないという事で、そのまま食堂の場所になりました。市民ギャラリーが1階になったのは、利用団体が高齢であることもあり、展示物の搬入が極力少なくなるように、あとはフリースペースに来た人が市民ギャラリーをみられる環境があったほうがいいということで、1階になりました。歴史民俗資料施設については、通史として旧石器時代から近現代までの展示ができればいいという中で、お話をさせていただきました。展示ケースやスポット照明、什器類のハード面は準備するので、管財課と協議しながら今後続けていく形になります。会議室の利用者が、より利用しやすい環境という事で市民会議では決まったので、中庭側が歴史民俗資料施設がそちらに移動したという事になりました。

中野 会長：前の基本設計とはずいぶん考え方が変わってきているという印象はあります。文化財審議会がこの件について口出しできる立場かという問題はありますが、色々と情報は流していただきたいと思っております。他によろしいですか。それでは、埋蔵文化財発掘調査事業についてお願いします。

《事務局より説明》

中野 会長：埋蔵文化財に限らず、市の方で文化財の保存処理・修復について最近はあまり上がってきませんが、何かそういうことに関する配慮するものはありませんか。

四街道の石造文化財が結構傷んできていて、何かできないかという相談を受けたのですが。石造文化財以外の物でも、併せて修理などを考えていただけないものかをお聞きます。

仲田 課長 : 当然、予算が伴うものになりますので、個別に修繕が必要なものにつきまして
は担当係で現地確認を行った上で、こういった形の保存方法であれば有効にできる
のかを精査します。

中野 会長 : 四街道市では、修理についてはあまり厳格な記述がありません。昔、石造物の
修理をやっているときは、おそらく 100%市から修理費を出していたと思います。
100%修理費を出してでもやるのか、例えば持ち主と何割ずつ負担してやるかとい
う市の姿勢がどこかに出ていれば、市から何%出るのであれば、修理を検討す
るという方がいるかもしれません。石造品は覆いをかけていても、野外に出ている
こともあり、傷んでいる物もありますので、もう少し配慮できないかと思いま
す。中には、指定文化財でも見せていただくものはばかれるようなものもあり、
指定するのは保存のための一つの手段なので、検討していただきたいです。

仲田 課長 : 条例の中で、所有者が原則として費用を負担するというのはあります。
一方、市も一部または全額費用を負担すると規定されていますので、市として
は所有者に意向を確認した上で、現状より悪くならないよう相談しながら進め
られるところは進めていきたいと思っています。

中野 会長 : 市の指定文化財にするというというのも保存方法の一つですが、指定したら
それで終わりではなくて、追跡調査をするというのも必要です。他にありませ
んか。なければ、議題 2 ①を終了します。

2. 議題 2 ②

中野 会長 : 次に、会議次第 2 ②その他につきまして何かございますでしょうか。では、以
上をもちまして本日の議題は終了いたしました。他になければ、議事進行を事
務局にお返しします。

3. 閉会

仲田 課長 : 以上をもちまして、令和 6 年度第 2 回文化財審議会を閉会させていただきます。
本日はありがとうございました。